

次に掲げる業務に従事するパートタイム会計年度任用職員を募集します。

#### 1 募集期間

2025年（令和7年）11月21日から2025年（令和7年）12月5日まで

#### 2 任用期間

2026年（令和8年）1月9日から2026年（令和8年）3月31日まで

（契約更新の可能性あり。ただし、勤務実績、業務の進捗状況、職員の配置の必要性などにより総合的に判断します。）

#### 3 募集職務、募集人数及び募集要件

職務名	募集人数	募集要件
介護保険訪問調査業務	1人	次のいずれかに該当する人で、普通自動車運転免許を持ち、パソコン操作ができる人 (1) 介護保険認定調査員として実務経験がある人 (2) 都道府県が行う認定調査員研修（新規研修）を修了した人

#### 4 応募資格

上記3の表の募集要件を満たす人

なお、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人は、応募できません。

- (1) 禁錮又は拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 福山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※外国籍の人も受験できますが、在留資格において就労等が制限されている場合には、活動が認められる在留資格の範囲内の職務でなければ任用されません。

なお、試験に合格した際には、在留カード等の写しを提出していただきます。

#### 5 主な業務内容及び勤務条件

- (1) 業務内容 要介護認定に係る訪問調査業務、その配属された所属において必要と認める業務
- (2) 勤務場所 福山市役所本庁舎介護保険課
- (3) 勤務時間 原則、月曜日から金曜日の9時00分～16時00分（休憩1時間）  
時間外勤務 なし
- (4) 報酬額等 報酬額 日額 8,470円（予定）

※このほか、通勤手当などの諸手当をそれぞれの条件によって支給します。  
（ただし、条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。）

- (5) 休暇等 年次有給休暇、特別休暇、病気休暇などの制度があります。
- (6) 社会保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険の制度が適用となります。  
公務災害、通勤災害については、福山市の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の対象となります。

6 申込書類（※提出された書類は、返却しません。）

所定の申込書により申し込んでください。

「介護保険認定調査員としての実務経験がある方」は、勤務先の証明書（任意）または現在使用している介護保険認定調査員証などのコピーを提出してください。「都道府県が行う認定調査員研修を修了した方」は、修了書のコピーを提出してください。普通自動車等の運転免許証については、申込書の免許・資格等の欄に免許番号等を記入してください（運転免許証の写しの添付は、不要です。）。

- 7 申込受付 必要書類を福山市役所本庁舎3階介護保険課まで持参してください。  
その際、レポート試験用の用紙をお渡しします。

○ 申込み・問合せ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市保健福祉局 長寿社会応援部 介護保険課

電話（084）928-1181

- 持参の場合の受付時間 8時30分から17時15分まで  
（土・日曜日・祝日を除く。）

8 選考試験

- (1) 試験内容 面接及び筆記試験  
※筆記試験は800字程度のレポート試験になります。レポートは面接時に持参していただきます。
- (2) 日時・場所 別途お知らせします。（※受験者用の駐車場はありません。）  
※受験票などの送付はしません。
- 9 合格発表 合否については、電話で通知します。  
（なお、電話でのお問合せにはお答えできません。）